

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月九日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第四号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規

則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十

二年佐賀県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「生活安全部、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。